

まちづくり局

更新日：令和5年2月28日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○非対面での受付・協議を推進

- ・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等避け、電話・メール・郵送等により対応することとし、市HPや庁舎内に掲載し周知した。(R2/4/14～)

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。
 - (1) 保健所体制強化への対応に係る調整・局内周知
 - ・応援業務の内容や体制について検討・調整するため、中原区と打ち合わせを行った。(R4/1/6)
 - ・全庁及び局としての対応方針について、部長級会議で説明し事前準備を依頼するとともに、局内への周知を行った。(R4/1/11)
 - ・中原区から正式依頼があり、1月19日(水)から、応援要員として職員を派遣することになった。(R4/1/14)
 - ・3月6日(日)をもって、応援体制は終了となった。(R4/3/7)

○タクシー事業者への運行支援金の交付に関する事業

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流抑制などの影響を受けながら、市民の移動手段として、地域を支える公共輸送サービスを確保するために運行を継続しているタクシー事業者に対し、支援金を交付した。
 - (1) 支援対象者
 - ア 市内に営業所(個人事業主においては住所)を有し、市内を営業区域としているタクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者)
 - ※福祉輸送事業限定による営業を行っている事業者は対象から除きます。
 - ※ハイヤーのみで営業を行っている事業者は対象から除きます。
 - (2) 交付額
 - ア 法人タクシー事業者 市内の営業所で保有するタクシー車両数(休車している車両数を除く。)に1万円を乗じて得た額
 - イ 個人タクシー事業者 1万円
 - (3) 申請受付期間
 - 令和4年8月1日(月)から9月30日(金)まで